

老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書

【ver. R5.12】

| | | | |
|---------------------------------|---|-----------------------------|-----|
| 提出時の留意点 | <p>この書類は、<u>老齢厚生年金等の繰上げ支給を希望される方のみ</u>ご提出いただく書類です。 (65歳から年金受給予定の方はこの書類の提出は不要です。)</p> <p>繰上げ請求については、裏面の制約事項等をよく検討されてから請求を行って いただくをお願いします。繰上げると年金額は1月あたり0.4%の割合で減額され、 受け取る年金は生涯減額されたままになります。</p> <p>【申込書の提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末退職者の方：令和6年2月15日までに年金グループまで提出してください。 ・年度途中の退職の方：60歳到達後に、退職以降ご希望の時期に提出してください。 | | |
| フリガナ | | 旧姓 | 性別 |
| 氏名 | | | 男 女 |
| 生年月日 | 昭和 年 月 日 | | |
| 組合員証番号 | 組合員証(保険証)の10桁の番号です。 | | |
| 所属所名 | 府立 () 市町村立 小学校・中学校・高等学校・支援学校・幼稚園・大学・その他 | | |
| 障害状態の有無 | 《有・無》有に○の場合 (傷病名) | | |
| 退職(満了)日 | 令和 年 月 日 | | |
| 退職後の就職の予定 | 1. 就職しない 2. 再任用フルタイム 3. 再任用短時間(週20時間以上・週20時間未満) 4. 臨時的任用職員 5. 民間、私立学校 6. その他 () ※ 現在の予定を○で囲んでください。 | | |
| 書類送付希望先 (1・2のいずれかに○を付けてください) | 1. 所属所 (本人 ・ 担当者名) 2. 自宅 (自宅へ送付を希望される場合は、必ず住所等を記入してください。) ↓ 〒 _____ 住 所 _____ _____ 電話番号 _____ | | |
| * ↑太線枠内のみ記入願います。 | | | |
| 【共済組合使用欄】 | 配付方法 | 窓口(本人・代理) ・ 郵便(学校・自宅) ・ 通送 | |
| 原票抜出・作成 | 用紙配付年月日 | 令和 年 月 日 | |

※ 年金待機者登録が完了している方は、公立学校共済組合本部へ連絡し、請求の手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目
 公立学校共済組合大阪支部 年金グループ
 TEL 06-6941-2864 / FAX 06-6941-3672

○ 繰上げ支給の老齢厚生年金

繰上げ請求を行うと、65歳から受給開始年齢前であっても老齢厚生年金を受給することができます。（この年金を「繰上げ支給の老齢厚生年金」といいます。）ただし、繰上げ請求を行うことにより、受け取る年金は生涯減額されたままになります。なお、請求を行うためには、次の①および②に該当することが必要です。

- ① 60歳に到達した日から支給開始年齢に到達する日の前日までの間に繰上げ請求を行うこと。
- ② 受給資格期間が10年以上あり、かつ国民年金の任意加入被保険者でないこと。

| | |
|--------|---|
| 重 要 | ◆繰上げ請求は、全ての厚生年金加入期間(第1号～第4号)の年金を、同時に繰上げて請求します。 |
| | ◆老齢基礎年金も同時に繰り上げる必要があります。 |
| | ◆繰上げ請求を行うと、 年金額が繰上げた月数1か月あたり0.4%減額 され、この水準が生涯続きます。 |
| | |

| 繰上げ期間 | 減額率 |
|---------|-------|
| 5年(60月) | 24% |
| 4年(48月) | 19.2% |
| 3年(36月) | 14.4% |
| 2年(24月) | 9.6% |
| 1年(12月) | 4.8% |

◆ 注意事項および制約事項

繰上げ請求を行った場合、以下の制約がありますので、必ずお読みください。

- ① 老齢厚生年金の減額は、生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、結果的に繰上げ請求しなかった場合よりも受け取る総額が減少することもあります。
- ② 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - ・ 事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
 - ・ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ・ 3級の障害厚生年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金を請求することはできません。また、すでに寡婦年金を受給されている方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
 - ・ 障害基礎（厚生）年金・遺族基礎（厚生）年金の受給権がある場合
 - ・ 再就職し、厚生年金保険に加入されている場合
- ⑦ 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給者（65歳未満の方）が、雇用保険法による失業等給付（基本手当等）を受ける場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金の経過的職域加算を除いた全額が支給停止となります。

◆ 繰上げ支給の請求・支給について

60歳到達以降、退職した方が繰上げ支給を請求する場合は、ご希望する時期に請求書類を入手してください。

- ・ 「繰上げ請求書」を、厚生年金実施機関（公立学校共済組合、年金事務所など）が受付した日の翌月分から支給されます。
- ・ 加給年金を請求する場合、繰上げ請求に関わらず65歳からの加算です。

★ 令和5年度末に60歳到達の一般組合員の方には「令和5年度 退職準備のための 共済制度・手続きガイドブック」を配布しております。繰上げ支給に関する内容はP.38～41を参照してください。当支部ホームページにも掲載しておりますので閲覧可能です。